

年企発 1015 第 2 号
令和 7 年 10 月 15 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公 印 省 略)

「厚生年金基金の設立要件について」の一部改正について

「厚生年金基金の設立要件について（平成元年三月二十九日企年発第二三号・年数発第四号）」の別紙「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」の一部を別添のとおり改正したので、貴管下の厚生年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

(別添)

新	旧
(略) 別紙 厚生年金基金設立認可基準取扱要領 第一 (略) 第二 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項は認可基準の第三で示されているところであるが、この運用に当たっては次の点に留意すること。 一・二 (略) 三 加算型の給付設計(<u>基金令第二十三条第三号の規定に基づく老齢年金給付の額の算定方法をいう。</u>)を定める場合にあっては、次によるものであること。 (1)～(10) (略) 四～六 (略) 七 次のいずれか一の場合に該当するときは、認可基準第三の七における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。	(略) 別紙 厚生年金基金設立認可基準取扱要領 第一 (略) 第二 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項は認可基準の第三で示されているところであるが、この運用に当たっては次の点に留意すること。 一・二 (略) 三 加算型の給付設計を定める場合にあっては、次によるものであること。 (1)～(10) (略) 四～六 (略) 七 次のいずれか一の場合に該当するときは、認可基準第三の七における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。<u>ただし、加入員(受給者を除く。)</u>の給付設計の変更に際し、(3)に該当する場合は、少なくとも<u>五年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、(1)及び(2)のいずれにも該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする</u>こと。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものをを用いることとし、加算年金の額を前記三の(5)の①のウに規定する方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価等に用いる指標として、当該指標の過

(削る)

(1) 全部又は一部の加入員又は受給者等に係る給付現価が給付設計の変更によって減少する場合

(2) 全部又は一部の加入員又は受給者等の最低積立基準額が減少する場合

ただし、加入員（受給者を除く。）の給付設計の変更に際し、(2)に該当する場合は、少なくとも五年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、(1)に該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。また、加入員（受給者を除く。）の給付設計の変更に際し、(1)に該当する場合であって、その該当する加入員の三分の二以上で組織する労働組合がある場合は、(1)に該当する各加入員の給付の名目額（基礎率のうち予定利率を零として算出した給付現価をいう。）が増加する給付設計の変更であり、かつ、(2)に該当しない又は少なくとも五年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けるときは、あらかじめ当該労働組合の同意を得ることにより給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。ことができること（設立事業所が二以上であるときは、全部又は一部の各設立事業所について当該同意を得ることにより、当該同意を得た設立事業所の加入員について給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。ことができること。）。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものをを用いることとし、加算年金の額を前記三の(5)の①のウに規定

去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。こと。

(1) 給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合

(2) 一部の加入員又は受給者等について、当該者に係る総給付現価が給付設計の変更によって減少する場合

(3) 各加入員又は各受給者等の最低積立基準額が減少する場合

なお、加入員及び受給者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって前記(1)から(3)のいずれにも該当しない場合は、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。こと。

<u>する方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価等に用いる指標として、当該指標の過去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。</u> <u>七の二</u> なお、加入員及び受給者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であっても、給付水準が下がる場合として取り扱うか否かは前記七によること。 八～十二 （略） 第三～第六 （略）	（新設） 八～十二 （略） 第三～第六 （略）
---	--